

[事案 2021-337] 入院・手術給付金支払等請求

・令和4年11月18日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、入院・手術給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

出産し、会陰切開・縫合術を受けたため、平成30年3月に契約した終身保険にもとづき入院・手術給付金を請求したところ、正常分娩時の会陰切開等は対象外であるとして支払われなかった。しかし、以下等の理由により、入院・手術給付金を支払うか、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約に際し、募集人2名から、出産時の会陰切開も手術給付金の支払対象になると説明を受けたため、同席していた母が驚いて自然分娩（正常分娩）でも支払われるのか質問すると、「診療報酬点数が付けば自然分娩でも支払われる」と回答された。
- (2) 自分は医師であり、多くの自然分娩で会陰切開が行われていることを知っており、結婚予定があり出産も考えていたことから、自然分娩時の会陰切開も手術給付金の支払対象になるとの説明が契約の判断理由となった。
- (3) 会陰切開・縫合術を受けて出産し、募集人にLINEで手術給付金の支払いについて照会すると「会陰切開と吸引は出ます」と回答され、募集人に診療明細等を確認してもらい給付金請求をした。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款では、正常分娩は入院・手術給付金の支払事由に該当しない。
- (2) 契約にあたって、出産時の会陰切開に関する話題は出たが、募集人は、過去の事例を挙げて、支払対象になる可能性があるとの話をしたに留まり、申立人母から「正常分娩」との単語は出ていない。
- (3) 募集人2名は、申立人に対し、病気やケガで入院・手術をして、健康保険の診療報酬点数が算定されたものが、入院・手術給付金の支払対象になると説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の事情等を把握するため、申立人および募集人2名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明を理由とした入院・手術給付金の支払い、もしくは、契約の無効は認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人らが申立人および申立人母に対し、出産時の会陰切開で手術給付金が支払われた事例を話し強い関心を引いた結果、申立人は、自然分娩での会陰切開・縫合術が手術給付金の支払対象になると誤って認識したと考えられる。約款では正常分娩に伴う手術が支払対象外になることの説明を募集人らは行っておらず、申立人に誤解を与えないように、慎重

で丁寧な説明を行う必要があったといえる。

- (2) 仮に、募集人らの説明が、健康保険で診療報酬点数が付いた場合に支払対象となる可能性があるといったものであったとしても、この状況下では、説明としてやや不十分であり、過去事例の強い印象と相まって、申立人らに自然分娩が給付金の支払対象となるとの誤解を招いた可能性がある。
- (3) 募集人と申立人との、出産前後および支払対象外が判明してからの一連のLINEからは、募集人らがどのような場合に会陰切開が給付金の支払対象になるのか正確な理解を欠いており、申立人に慎重かつ丁寧な説明・対応をできていなかったことがうかがわれる。